

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月24日
【事業年度】	第18期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
【会社名】	株式会社サクシード
【英訳名】	S u c c e e d c o . , l t d .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高木 毅
【本店の所在の場所】	東京都新宿区高田馬場一丁目4番15号
【電話番号】	03-5287-7259
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理部長 植田 庸平
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区高田馬場一丁目4番15号
【電話番号】	03-5287-7259
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理部長 植田 庸平
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月		2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高	(千円)	1,136,031	1,468,376	1,798,217	1,991,875	2,591,171
経常利益	(千円)	153,226	225,273	237,454	265,491	421,437
当期純利益	(千円)	99,186	158,640	167,001	173,423	280,544
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	-	-	-	-
資本金	(千円)	64,000	64,000	64,000	64,000	333,100
発行済株式総数	(株)	124,000	124,000	124,000	124,000	3,475,000
純資産額	(千円)	398,883	547,533	714,535	887,959	1,706,922
総資産額	(千円)	661,532	905,980	1,069,729	1,270,461	2,199,017
1株当たり純資産額	(円)	3,216.80	4,415.59	230.50	286.44	491.14
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益	(円)	799.89	1,279.36	53.87	55.94	87.60
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-	-	83.90
自己資本比率	(%)	60.3	60.4	66.8	69.9	77.6
自己資本利益率	(%)	28.4	33.5	26.5	21.6	21.6
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	14.81
配当性向	(%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	-	164,992	217,549	345,647
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	-	24,349	11,109	28,600
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	-	16,257	3,727	519,499
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	-	-	747,557	950,270	1,844,018
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	40 (915)	57 (1,174)	68 (1,482)	85 (1,225)	85 (863)
株主総利回り (比較指標：-)	(%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
最高株価	(円)	-	-	-	-	1,680
最低株価	(円)	-	-	-	-	1,072

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しています。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

4. 第14期から第17期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

6. 第14期から第17期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

7. 第18期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、当社株式が2021年12月22日に東京証券取引所マザーズに上場したため、新規上場日から当事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

8. 当社は第16期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第14期及び第15期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
9. 第16期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第14期及び第15期については「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。
10. 2021年7月15日開催の取締役会決議により、2021年8月27日付で普通株式1株につき25株の割合で株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
11. 2021年12月22日付をもって東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしましたので、第14期から第18期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
12. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、2021年12月22日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
13. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

当社は、「未来を担う子どもたちに本物の教育を」という理想のもと、2004年4月に設立し、「個別指導学院サクシード」を開校しました。「生徒3人对講師1人」というモデルで講師の件費率を下げることにより、低料金を実現しました。その後、「待機児童」「教員の過重労働」「介護離職」「教育DX」など、教育と福祉の分野における社会課題を解決したいとの思いから、人材サービス事業を開始しました。専門性の高い人材サービスにより、日本の経済成長に寄与してまいります。

2004年4月	株式会社サクシードを東京都新宿区高田馬場1丁目に設立
2004年5月	「個別指導学院サクシード」センター南校（横浜市都筑区）を開校
2007年3月	本社を東京都新宿区高田馬場1丁目内で移転
2007年4月	家庭教師事業、塾業界向け人材紹介・派遣事業を開始
2008年11月	教育業界に特化した求人サイト「教えるシゴト」の運営を開始
2013年3月	広告等制作の強化を目的として、株式会社リッチサポートを子会社化
2013年7月	本社を東京都新宿区高田馬場1丁目内で移転
2014年7月	保育士の人材紹介・派遣事業を開始
2014年7月	保育士のための転職支援サービス「保育Aid(エイド)」のサービスを開始
2014年7月	学校教員の人材紹介事業を開始
2015年6月	介護職の人材紹介・派遣事業を開始
2016年7月	学童保育所向け人材紹介・派遣事業を開始
2016年10月	大阪市北区に関西支社を開設
2017年5月	部活動指導の受託事業を開始
2017年5月	経営政策の統一化を目的として、株式会社リッチサポートを合併
2017年5月	保育業界に特化した求人サイト「保育R」の運営を開始
2017年9月	介護職のための転職支援サービス「しろくま介護ナビ」のサービスを開始
2018年1月	日本語教育の受託事業を開始
2018年7月	学内塾（校内塾）の運営受託事業を開始
2020年3月	学習塾付き学童クラブ「ペントラスkids（ペントラスキッズ）」を横浜市都筑区に開校
2020年4月	オンライン家庭教師のサービスを開始
2020年9月	オンライン日本語レッスンのサービスを開始
2020年11月	ICT支援員 の人材紹介・派遣事業を開始
2021年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所マザーズ市場からグロース市場に移行

ICT支援員とは、学校におけるICT（情報通信技術）の活用を支援する人材をいう。

3【事業の内容】

わが国は少子高齢化が進み、教育分野及び福祉分野の領域では構造的な変革期を迎えています。教育分野においては、IT化やグローバル化が進み、大学入試改革など政府も教育制度の見直しを始めています。私立中学校や大学への進学率は高水準で推移し、家計における子ども1人あたりの教育費は10年前の水準と比較すると増加傾向にあり、教育への期待は高まりを見せております（出典：文部科学省「子供の学習費調査」）。一方で、都市部への人口集中に伴い、地域間の教育格差が深刻なものとなっております。子ども1人当たりの学習塾の数は都道府県ごとに大きく異なり、地域間で2倍以上に差が開くこともあります。また、学校教員の過重労働問題が深刻化している中で、学校教育の質の向上を図るには、教員の負担の軽減が急務であると考えております。福祉分野においては、保育園、学童、介護施設の人材不足も年々深刻さを増し、待機児童の問題や介護離職の問題は労働力人口の減少要因のひとつになっていることから、ニーズに応じた「ミスマッチの少ない人材サービスの必要性」がますます高まっております。

当社では、「教育と福祉の社会課題を解決し、より良い未来を創造する」を企業ミッションとして、教育人材支援事業、福祉人材支援事業及び個別指導教室事業の3つの事業を営んでおります。それぞれの事業内容は以下のとおりです。なお、以下に示す事業区分は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1)教育人材支援事業

教育人材支援事業は、家庭教師、ICT支援員、塾講師、学校教員、部活動指導員、日本語教師等の教育に関わる人材を集め、その人材を一般家庭、民間学習塾、学校法人及び地方自治体に対して紹介及び派遣、並びに業務受託を行うサービスを展開しております。教育を取り巻く環境、とりわけ学校法人を取り巻く環境においては「2020年は教育改革の年」と言われ、以降、新学習指導要領の導入や外国語教育の充実など、多くの改革が行われております。新学習指導要領では、小学校における外国語教育の教科化やプログラミング教育の実施など、教員に求められるスキルが多様化しています。グローバル化・IT化している社会に対応していく必要があるため、子どもたちの新たな学びの構築が課題となっております。また、教員の長時間労働による過労死が起きていることや、精神疾患者が毎年約5,000人出ていることへの対応が急務であるため、教員の働き方改革も大きな課題となっております（文部科学省「教職員のメンタルヘルスの現状等」）。そのため、教職員定数の改善や専門スタッフ・外部人材の配置拡充、業務の適正化などの推進が行われております。さらに、新型コロナウイルス感染症により、学校教育や社会全体が変化を求められております。

教育業界においては、教員の労働問題や教育の地域格差・経済格差、少子高齢化による人材不足など、様々な課題を抱えており、当社はそのような課題解決のための事業を展開しております。

家庭教師

当社では、「家庭教師のサクシード」を展開しており、対面式とオンラインの二通りの方式で家庭教師サービスを行っております。昨今、教育の地域格差が社会課題として注目されています。この課題を解決すべく、オンライン家庭教師サービスの提供を進めております。従来の対面式家庭教師サービスにおいては、主要大学が置かれている首都圏・関西圏にサービスが限られており、地域によって紹介可能な教師が限られてしまうなど地域間での学習機会の格差が生じていました。オンライン家庭教師サービスは、全国の生徒に首都圏・関西圏の高学歴な家庭教師を紹介することが可能であるため、地域間での家庭教師の指導力格差の解消につながります。都市部においても、利便性の観点からオンライン家庭教師サービスを選択する顧客が増加しています。今後は全国規模での事業展開を進めてまいります。

ICT支援員

日本では授業でICTを活用する教員の割合が諸外国に比べ遅れており、文部科学省は教育現場のDX推進に強い意気込みを見せています。昨年来、新型コロナウイルス感染症拡大の影響も重なり、「GIGAスクール構想（注）」の実現年度を前倒しするなど、国主導で教育分野のDX推進は加速しており、そのための環境整備として、児童1人につき1台の情報端末を整備することと4校に1人のICT支援員の配置が目標とされています。当社では、長年教育に関わる人材サービスを行ってきたノウハウを生かし、「GIGAスクール構想」の前倒しによりICT支援員の確保に迫られている自治体に向けた人材サービスを展開しております。これにより、学校授業の質の向上、学校・教員の負担軽減という教育現場の課題解決に貢献してまいります。ICT支援員の需要は当面続くと予想され、今後はサービスを全国の自治体に拡大してまいります。

（注）GIGAスクール構想とは、1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に設備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現すること。

塾講師

学習塾業界は慢性的な人材不足が続いており、当社では、学習塾に対して専任講師やアルバイト講師を紹介・派遣するサービスを展開しております。当社では、「教えるシゴト」等の自社媒体及び「indeed」等の有料媒体を通じて求職者を集め、求職者に対してコーディネーターがカウンセリングを行い、クライアントとのマッチングの最適化を図っております。専任のコーディネーターが求職者に対して希望や状況のヒアリングを行い、一人ひとりの細かいニーズを汲み取ります。また、クライアントの求人内容の詳細や個別事情を予め聴取することにより、直接応募の求職者と比べ、ニーズに合致した人材の採用を可能にしています。

学校教員

全国の私立の小学校、中学校、高等学校に対して、常勤・非常勤の教員を紹介・派遣するサービスを展開しております。かつて教員は人気職種でしたが、教職志望の学生の減少が続ぎ、2020年度の公立小学校の採用倍率は全国平均で2.6倍と、過去最低となっております（文部科学省「令和3年度（令和2年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施状況のポイント」）。昨今のワークライフバランスを重視する社会や学校現場の厳しい労働環境が敬遠されたことが要因と考えられています。今後、35人学級が順次始まり、新たに5年間で約13,000人の教員が必要になると言われており、教員の採用倍率低下に伴う質の低下が懸念されます。当社では、教員の人材紹介サービスのニーズの高まりを受け、教員の転職をサポートするための求人サイトやLP（ ）等のWEB媒体を運用しており、数多くの教員の登録者を有しております。創業以来、教育事業を行ってきた当社だからこそできる学校と教員をつなぐマッチングノウハウに強みがあります。

（ ）LPとはランディングページの略であり、様々な切り口から求職者を集める数ページのミニサイトのことをいう。

部活動の運営受託

学校現場において、部活動の負担が増えることで教員本来の業務である授業に集中できないといったことや、部活動の指導による教員の時間外労働の多さが社会課題となっており、文部科学省を中心に部活動の外部委託に向けた議論が活発に行われ始めています。当社では、全国の学校に対して、部活動の運営を受託するサービスを展開しております。部活動の運営を外部に委託することで、教員の労働時間が軽減され、働き方改革の実現にもつながります。また、ハイレベルな競技実績や理論を有する外部コーチの指導により、生徒の満足度は向上します。部活動の運営受託を通じて、教員が授業に専念できる環境の整備、また、未来を担う子どもたちの更なる学力向上や部活動を通じた、豊かな思い出づくりに貢献してまいります。

日本語教師

少子高齢化に伴う人材不足を背景に、日本企業では外国人材の採用ニーズは高まっており、外国人労働者数はここ数年間で急増しています。特に、インバウンド需要の増加に伴う観光業界やホテル業界、慢性的な人手不足に悩む介護業界や飲食業界、国内でのエンジニア確保が困難になってきたIT業界などで顕著となっております。これらの企業では、人材確保とともに採用した人材の定着が課題であり、人材が定着するための語学支援が必要となっております。当社では、外国人材を雇用する企業に対し、日本語教師の派遣、オンライン授業の配信、日本語教室の運営受託など様々な語学支援サービスを展開しております。昨年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、外国人材の受け入れを中断する企業が増加しましたが、わが国は2030年に600万人を超える人手不足に陥ると予想されており、今後もこの構造が変化しない限りは外国人材の採用ニーズは拡大傾向が続くと考えております（パーソル総合研究所・中央大学「労働市場の未来推計2030」）。また、2019年には日本語教育の促進に関する法律も施行され、わが国における在留外国人への日本語教育の重要性は増しており、新型コロナウイルス感染症の収束後はさらにマーケットが拡大することが期待されます。

学内塾の運営受託

当社では、私立中高一貫校、公立中学・高校に対して、学内塾の運営を受託するサービスを展開し、放課後や土日、または早朝に学校の教室において、多彩なカリキュラムでの課外授業をサポートしております。少子化に伴い私立学校の生徒獲得競争は激化しており、多くの学校は生き残りをかけて特徴作りを急いでいます。当社は長年学習塾を運営してきたノウハウを生かし、生徒の学力や進学実績の向上に寄与する学内塾の構築を提案しております。また、生徒の学習支援を行うチューター（ ）や、進路相談を担当するカウンセラーによるサポートも行っており、当社の学内塾を導入することで、学校教員の負担軽減にも寄与するものと考えております。

（ ）チューターとは、塾内で学生への学習補助を行う講師のことをいう。

(2)福祉人材支援事業

福祉人材支援事業は、保育士、栄養士、学童保育指導員、社会福祉士、介護職員等の福祉に関わる人材を集め、その人材を全国の保育所、幼稚園、学童保育施設、介護施設等を運営する法人や自治体に対して、紹介及び派遣を行うサービスを展開しております。自社媒体を通じて登録のあった求職者に対して、詳細なカウンセリングを行い、クライアントの要望に応じたマッチングを図っております。自社内にWebマーケティングの専門部署を設置し、日々変化するクライアント及び求職者のニーズに機動的に対応しております。ニーズに応じて迅速に自社でサイト制作ができる機動力が強みです。福祉分野での人手不足を解消し、国民が安心安全に過ごすことができる社会を作るためのサービスの提供を継続しております。これにより、待機児童問題や介護離職問題を解決し、日本の労働力不足の解消に寄与してまいります。

保育士・栄養士・管理栄養士

少子高齢化が進み、労働力人口の減少が見込まれる中、女性の就業率を高め労働力人口を増加させるために、保育園の設置が進められてきております。しかしながら、多くの保育園運営会社が、施設は備えたものの運営に必要な人員を確保することができないという問題を抱えており、保育士等の人材不足は未だ解消されておられません。当社では、その課題を解決するために、全国の保育園に対して保育士、栄養士、管理栄養士等の紹介・派遣を行うサービスを展開しております。クライアントの対応を行うリクルーティングアドバイザーと求職者のカウンセリングを行うキャリアアドバイザーの両面を同一のコーディネーターが担当し、クライアントと求職者のニーズを高い精度ですり合わせることで、クライアント・求職者双方のニーズを汲み取った、きめ細やかなマッチングを実現できることに強みがあります。

学童保育スタッフ

子どもが小学校に上がると保育園時代比べて、仕事と子育ての両立が困難になるという、いわゆる「小一の壁」問題があります。当社ではこの社会課題を解決するため、地方自治体、社会福祉協議会、民間の学童運営企業等に対して、放課後児童支援員等の学童保育スタッフの紹介・派遣を行うサービスを展開しております。近年、学童施設の運営企業等からの人材紹介・派遣についての問い合わせが増加して、ニーズは高まっています。当社では、保育士だけでなく、教員免許所持者など教育関連人材の登録者も多数有していることから、競合他社と比較して、幅広い人材から各施設に適した各種資格保有者等の付加価値の高い人材を紹介・派遣できることに強みがあります。

放課後等デイサービス

障がい児支援を目的とした放課後等デイサービスは2012年に児童福祉法に位置づけられた新たな支援であり、その提供が開始されてから間もないことから、様々な企業等が新たに運営に参画しています。当社では、そのような企業等に対して、児童発達支援管理責任者や児童支援員の紹介・派遣を行うサービスを展開しております。児童発達支援管理責任者は、施設の開設運営に必ず必要であるものの、専門性が高く一定の経験が必要なこともあり、募集が難しい職種となっています。当社では福祉業界、教育業界の両方に登録者を多数有していることから、競合他社と比較して、各種資格保有者等の付加価値の高い人材を紹介・派遣できることに強みがあります。

介護職員

高齢者人口の増加に伴い、介護業界においては介護職員の人材不足という課題を抱えており、国の推計によりますと2025年には430,000人、2035年には790,000人が不足すると言われております（経済産業省「将来の介護需給に対する高齢者ケアシステムに関する研究会 報告書 2018年4月9日」）。当社では、この問題の解決のため、地方自治体及び民間の介護施設運営企業等に対して、介護職・ヘルパー、看護師、栄養士、ケアマネジャー、生活相談員、機能訓練指導員、計画作成担当者等の紹介・派遣を行うサービスを展開しております。介護を必要とする誰もが高度で良質な介護サービスを受けられるようにするには、介護施設等における介護職人材の確保が不可欠です。当社では介護施設運営企業と求職者のミスマッチによる早期離職や、それに伴う介護業界からの離脱を防ぐことで介護職員の人材不足の問題に貢献できるものと考えております。求職者からの詳細なヒアリングを基に、求職者と介護施設等の両者にとってミスマッチの少ない就業を目指すとともに、人材の定着などに課題を抱えている施設運営企業に対しては労働環境や求職者の研修体制などについてアドバイスをを行い、より人材の定着しやすい環境づくりの支援を行っています。

(3)個別指導教室事業

個別指導教室事業は、「これからの社会で活躍する子どもたちのために」をモットーに一人一人に合わせた学習指導を行う学習塾「個別指導学院サクシード」と学習塾付き学童クラブ「ペintasキッズ」を展開しております。当社では、人材サービス事業を行っているため、低い募集コストにより講師を確保できることに強みがあります。

「個別指導学院サクシード」の運営

「個別指導学院サクシード」は、神奈川県内に全24校舎（本書提出日現在）の地域密着型個別指導教室を展開しており、小学校1年生から大学受験生までを対象として、学校の補習や受験対策、各種検定の対策など様々なニーズに対応した授業を提供しております。「すべての子どもたちに質の高い教育を」というポリシーのもと、価格を低く抑えるために、講師1人に生徒3人の授業スタイルを採用しています。これは、経済格差が教育格差になってはならないという起業当時の思いから、授業の質を落とさず生徒1人あたりの授業料の低価格を実現するためのシステムです。集団授業では手の届きにくい生徒一人ひとりの進路や学習状況に応じたカリキュラムで、それぞれの目的に合わせた授業を行っています。

当社では生徒と以下の3つを目標としています。

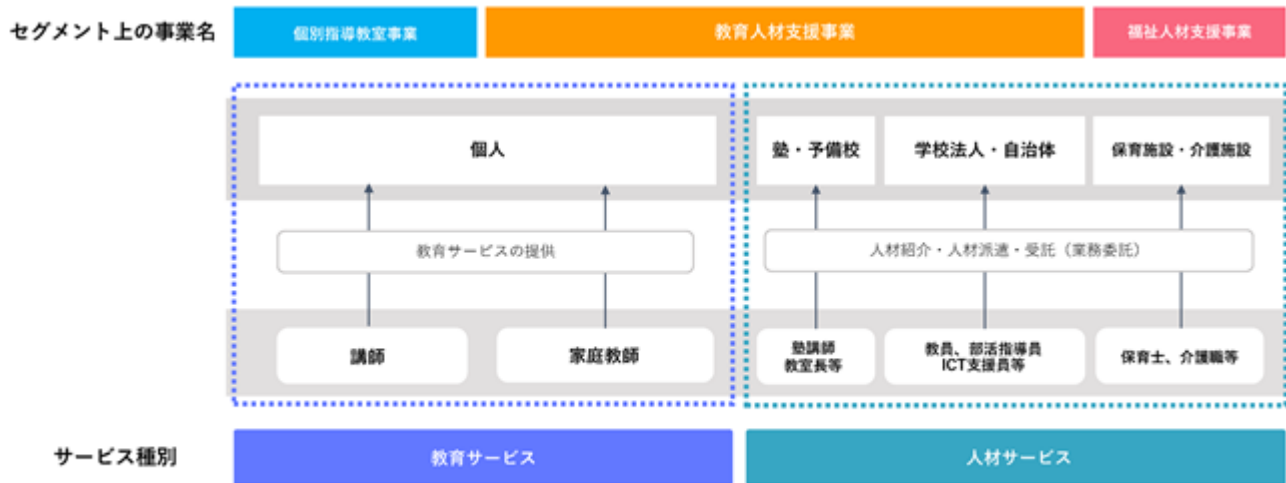
1. 他のどんな塾よりも面倒見の良い塾であり続けます。
2. 生徒全員がいつも笑顔で通える塾であり続けます。
3. 生徒の成績を上げることに真剣な塾であり続けます。

当社は、勉強のやり方から丁寧に指導し、やればできるという自信を持たせ、やる気を起こさせ、それを伸ばすことで自主的に学習できる子どもたちを育てます。これを支えるためには優秀な講師が必要ですが、当社では民間学習塾・私立学校法人・自治体へ講師の紹介・派遣事業等の人材サービスを行っているため、教育業界における幅広い人材の確保が可能となり、数多くの優秀な講師陣の囲い込みを実現しております。また、全ての教室が当社の直営校であり、授業カリキュラムや講師の管理など、教室運営の全てを従業員に細かく研修することによりクオリティを均一化し、お客様に満足いただけるサービスを維持し、生徒数及び売上の増加を図ります。

「ペintasキッズ」の運営

「ペintasキッズ」は、学童の機能に学習塾と習い事をパッケージしたハイブリッド型の学童クラブです。子どもたちを預かるだけでなく、学習塾と習い事の機能をプラスし、放課後の時間を有効に使いたい保護者のニーズにこたえています。毎日の学習カリキュラムのほか、英会話、プログラミング、体操教室、思考・表現ワークショップが含まれています。これら全てをワンストップで、教育意識の高い保護者層に提供しております。他の学童クラブとの差別化としては、学習塾部門が母体となって運営しているため、経験豊富な講師陣と個別指導教室で確立した指導ノウハウを提供することが可能です。放課後の豊富な時間と多彩なカリキュラムを通じて、「学んで、楽しい!」を実感し、たくましく生きてゆくための力を養います。

[事業系統図]



家庭教師の紹介サービスについては、報告セグメント上は「教育人材支援事業」に含めております。

4 【関係会社の状況】
該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2022年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
85 (863)	32.0	3.6	4,100

セグメントの名称	従業員数（人）
教育人材支援事業	28 (239)
福祉人材支援事業	17 (35)
個別指導教室事業	32 (563)
報告セグメント計	77 (837)
全社（共通）	8 (26)
合計	85 (863)

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇
用者数（パートタイマー、派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「教育と福祉の社会課題を解決し、より良い未来を創造する」を理念として事業を行っています。主に、「質の高い教育の提供」と「働きやすい環境づくり」を通して、よりよい未来の実現を目指しています。

(2) 経営戦略等

教育人材支援事業

国内の教育サービス市場は、少子化による学齢人口の減少、ICTの活用、入試改革等による変革期を迎えています。当社は、今後進行すると予想される教育のデジタル化に向けたサービスを充実させてまいります。Webコミュニケーションツールを活用した「オンライン家庭教師サービス」は地方にも顧客が増加し始めており、地域による教育格差の解消に貢献しております。今後は、学習塾が比較的少ない離島や海外にもサービスの拡大を目指します。

また、教員の過重労働問題が深刻化しています。学校教育の質の向上を図るには教員の負担軽減が急務であり、当社では、学校における教員の働き方改革をサポートすべく、教員及び部活動指導員の紹介事業、並びにICT支援員の派遣事業を拡大してまいります。

福祉人材支援事業

保育園、学童保育施設、介護施設の人材不足は年々深刻さを増しており、待機児童問題、介護離職問題は、労働力人口の減少の要因のひとつになっています。

当社は、職場と求職者の相性を高めるため、ニーズごとに細分化された求人サイトを構築し、職場と求職者のミスマッチによる離職を防いでいます。登録求職者数のさらなる増加のため、インターネットプラットフォームを軸に、保育分野と介護分野における人材ソリューションサービスを展開します。

個別指導教室事業

当社の個別指導教室は、設立以来、神奈川県を中心とした「ドミナント戦略」により地域密着型個別指導教室を展開しており、本書提出日現在、直営教室を24校舎展開しております。今後は、後発の利を活かしニュータウン等の人口増加エリアに集中した出店を全国に広げて展開します。

(3) 経営環境

教育人材支援事業

学校業界においては、昨今、教員の長時間労働等の労務問題が課題となっており、年々教員志望者が減少しています。これは、部活動の顧問など本来教員の仕事以外の業務の増加が原因となっています。近年では教員の働き方改革が叫ばれるようになり、部活指導員やICT支援員などを外部に委託する流れが加速しています。このことは、長年教育の分野で人材サービスを展開していた当社にとって好機であるにとらえております。

一方、学習塾業界においては、少子化の影響を受け、学習塾の合従連衡の動きが加速しています。中小の学習塾では、映像授業や個別指導への転換など、生き残りを賭けた業態変更が見受けられます。さらに、他の業界にアルバイト人材を奪われたことによる講師不足も深刻で、当社人材サービスへの需要は高まっております。新型コロナウイルス感染症の拡大により、一時的に他の業界から学習塾業界にアルバイト人材が流入していますが、新型コロナウイルス感染症の収束後の人材需要は以前の状況に戻ると予測しています。

福祉人材支援事業

労働力人口の減少やワークライフバランスを重視するという大きな流れの中で、どの施設においても人材の確保が緊急の課題となっております。このような環境下、当社が提供する各施設の要望に応じたミスマッチの少ない人材サービスの需要はますます高まるものと考えております。

個別指導教室事業

少子化とともに、大学入試改革など教育制度の変革期を迎えています。このような環境下、私立中学や大学への進学率は高水準で推移し、家計における子ども1人当たりの教育費は増加傾向を示すなど、教育への期待はさらに高まりを見せています。個別指導塾業界は、生徒や保護者の厳しい選別の目に晒されていますが、「質の高い教育の提供」といった創業時から守り続ける理念と、顧客ニーズの変化に対応する柔軟性をもって教室運営にあたります。

(4) 優先的に対処すべき事業上および財務上の課題

ブランドとサービスの認知度向上

当社では、顧客の獲得および登録者数の増加のため、ブランドとサービスの認知度向上が重要であると認識しています。特に、介護業界や保育業界では慢性的な人材不足に陥っており、保育士や介護職員の奪い合いが激化しています。登録者数を増加させるためにはブランドとサービスの認知度向上を図る必要があります、WEBを中心に広告宣伝・募集活動を全国に拡大してまいります。

個別指導教室事業においては、中学受験層など、少子化においても拡大しているマーケットに対するサービスの種類を増やす必要があります。高校受験や大学受験の塾という当社のイメージを脱却すべく、WEBを中心にプロモーションを展開してまいります。また、当社は教育人材支援事業を社内にも有する企業という優位性を生かし、募集費を抑えながらクオリティの高い講師の確保に努めてまいります。

デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

学校や学習塾業界で急速に進むDXへの対応が急務です。新型コロナウイルス感染症の拡大以降、ICT支援員をはじめデジタル人材の確保が課題となっており、全国的に不足するデジタル人材の登録数を増やすため、インターネットを中心に広告宣伝・募集活動を強化します。そのため、今後当社ではWEB制作に係わる部署の人員を増強する予定です。

「オンライン家庭教師サービス」では、類似したサービスを提供する競合他社が増加しており、コンテンツやコミュニケーションツールのクオリティを差別化する必要があります。今後は、教材会社や動画コンテンツを制作する会社等との提携も検討してまいります。

新規出店

当社では、個別指導教室事業において、企業価値向上のために出店を拡大していく必要があると認識しております。現在は神奈川県を中心として出店していますが、今後全国各地への出店拡大を図るためには、好立地の物件確保が課題となります。出店候補地を検討・調査する人員を増強するとともに、各地の仲介業者との情報ネットワークの構築を図ってまいります。

株主還元

当社では、財務基盤の安定性を維持しながら投資資金を確保し、新たな事業創出のための投資を実行できるよう、内部留保の確保と株主還元の適切なバランスを模索していくことが、財務上の課題であると認識しております。

(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社の経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標は、売上高及び売上高対前年増減率、並びに営業利益及び営業利益対前年増減率であります。また、売上の前提としての生徒数、紹介人数、派遣人数、受託件数についても、当該指標を利用し、目標の達成状況を判断しております。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業環境に関するリスクについて

経済状況の変動に関するリスク

当社の経営成績は、一般的に国内の経済状況に影響されます。教育人材支援事業及び福祉人材支援事業においては、将来的に景気が停滞し、企業が人材の採用を抑制する場合には、求人減少に伴い有効求人倍率が低下する可能性が考えられます。昨今では、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が懸念されておりますが、同感染症が当社の事業に与える直接的な影響は限定的なものの、その影響が景気全体に波及し、景気後退の要因となった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。当社の教育人材支援事業及び福祉人材支援事業においては、教育業界および福祉業界に特化した専門性の高い求職者を多く抱えることから、一般の人材紹介会社と比較すると、その影響は緩やかではありますが、当社の想定を超えた経済状況の変化が生じた場合には、経営成績や財政状態に影響を与える可能性があります。また、個別指導教室事業においては、経済状況の悪化により家計における教育費支出が抑制され、学習塾へ通う生徒が減少し、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。同リスクの対策として、既存の事業の枠に捉われず、新たなビジネスを創出・推進することで経済状況が変動した場合であっても新たなビジネスチャンスを捉えることができるよう、努めてまいります。

少子化に関するリスク

当社は、教育分野において事業を展開しておりますが、少子化による児童数・生徒数の絶対的な減少という問題に直面しております。子ども1人当たりの教育費は増加傾向にあり、中学受験率も年々増加していることから、教育業界の市場規模は拡大していますが、家庭教師の会員数の減少や、学習塾や学校法人の減少が当社の経営成績および財政状態に影響を与える可能性があります。また、個別指導教室事業においては、新規教室の出店と展開エリアの拡大を目指しており、少子化により既存教室の生徒数や出店計画が想定通り推移しなかった場合、当社の経営成績および財政状態に影響を与える可能性があります。また、福祉人材支援事業においても、少子化による保育園や学童施設の減少により、当社の経営成績および財政状態に影響を与える可能性があります。

教育制度の変更に関するリスク

当社の事業のうち教育分野である教育人材支援事業及び個別指導教室事業においては、教育制度の変更に影響を受けます。学習指導要領の改訂や就学支援金制度、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置、大阪市塾代助成事業、構造改革特区並びに国家戦略特区等、行政による教育に係る制度変更は度々発生しております。このような制度変更に対して早期の察知及び、適切な対応ができなかった場合は、ビジネスチャンスの逸失や集客の低下等により、当社の経営成績および財政状態に影響を与える可能性があります。

法的規制に関するリスク

a. 人材紹介事業について

当社の人材紹介事業は、職業安定法に基づき、有料職業紹介事業として厚生労働大臣の許可を必要とします。当社は、2020年6月1日から2025年5月31日の間での許可を受けており、適宜更新をしております。教育人材支援事業及び福祉人材支援事業において、事業の運営に関して、現在は同許可の継続に支障を来す要因は発生していませんが、将来的に職業安定法第32条の9に定められた欠格事項等が判明した場合には、許可の取り消し、業務停止命令または業務改善命令の対象となるおそれがあり、それが当社の事業運営に大きな支障をきたす結果、経営成績及び財政状態に大きな影響を与える可能性があります。同リスクの対策としては、リスクマネジメントシステムの中で把握されたリスクに対してコンプライアンス・リスク管理委員会において、そのリスクの性質と、対応策の実行を策定し、運用を徹底することでリスクが低減された状態が維持されるよう、引き続き努めてまいります。

b. 人材派遣事業について

当社では、労働者派遣法に基づき、厚生労働大臣の許可を受け労働者派遣事業を行っております。当社は、2020年6月1日から2025年5月31日の間での許可を受けており、適宜更新をしております。教育人材支援事業及び福祉人材支援事業において、事業の運営に関して、現在は同許可の継続に支障を来す要因は発生していませんが、将来的に更新が必要となった際に第7条の許可の基準に適合せず非継続となった場合、また、関係法令違反や、第6条に定められた許可の欠格事由に該当した場合及び第14条に定められた許可の取消事由に該当した場合には、許可の取消、事業廃止命令または事業停止命令を受けることがあります。同リスクの対策としては、リスクマネジメントシステムの中で把握されたリスクに対してコンプライアンス・リスク管理委員会において、そのリスクの性質と、対応策の実行を策定し、運用を徹底することでリスクが低減された状態が維持されるよう、引き続き努めてまいります。

c. 労働関係法令における規制等について

当社は、人材紹介サービス、人材派遣サービス、委託・請負等を行っており、多数の有期・無期雇用労働者が就労し、労働関係法令における規制を受けます。法改正により労働環境が変化した場合、原価率や販管費の上昇や、必要な人材の確保が十分にできなくなる恐れがあり、その場合、当社の経営成績および財政状態に影響を与える可能性があります。

競合に関するリスク

当社が各事業を展開する各市場では、多数の競合他社が存在しております。これらの競合他社が当社より低い価格で同水準のサービスを展開した場合や斬新なサービスを提供した場合、当社のシェアが下がり、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスクについて

新規事業に関するリスク

当社は、事業規模の拡大と収益源の多様化を実現するために、新規事業を開拓していく方針であります。実施にあたってはリスクを軽減するために必要な情報収集及び分析を行っておりますが、不確定要素が多く存在し新規事業の展開が予想通りに進まない場合、また、新規事業への取り組みに付随したシステム投資・研究開発費・広告宣伝費・人件費等の追加的な支出が発生した場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

人材紹介サービスに特有の取引慣行に基づく返金制度に関するリスク

人材紹介サービスにおいては、当社の紹介した求職者が、求人先に入社した日付を基準に売上高を計上しております。当該サービスにおいては、人材紹介業界での取引慣行に基づき、求職者が入社した日から3ヵ月未満で自己都合により退職した場合は、その退職までの期間に応じて紹介料を返金する旨を求人先との契約に定めております。

教育人材支援事業及び福祉人材支援事業において、当社は求人先と求職者双方のニーズを十分に斟酌した上で人材紹介を進めており、過去の返金実績に基づき返金引当金を計上しておりますが、当社の想定した返金率を上回る返金が生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

情報セキュリティに関するリスク

当社は、顧客および登録者等の個人情報、その他業務上必要な情報を保有しています。セキュリティ対策には万全の措置を講じておりますが、万が一これらの情報が漏洩した場合、当社の信用やブランド価値が毀損され、業績および財政状態に影響を与える可能性があります。

検索エンジンへの対応に関するリスク

インターネットユーザーの多くは、検索サイトを利用して必要な情報を入手しており、当社の各サービスにおいても、これら検索サイトから多くの利用者を集客しております。当社では、担当部署を設け検索エンジンの仕様変更等に対応できる体制を整えております。しかしながら、今後、検索エンジン運営者における上位表示方針の変更やシステムトラブル等、何らかの要因によって検索結果の表示が当社にとって不利に働いた場合には、当社の集客効果は減退し、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

広告宣伝活動に関するリスク

広告宣伝活動は、一般に効果を予測することが困難であり、過大な広告宣伝費の支出は、当社の業績に影響を与える可能性があります。当社の事業拡大には、当社のブランド認知度を向上させることが重要であり、専門部署による適切な管理のもと、既存媒体を含めた広告宣伝活動を積極的に展開しております。しかしながら、広告宣伝活動の内容によっては費用の増大に繋がるリスクがあります。

取引先の信用リスク

当社では、取引先との契約において、当社独自の与信管理や調査等の結果をふまえ取引等の可否判断を行っております。また、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。しかしながら、取引先が経営状況の急激な変化等により資金繰りの悪化や倒産に至り、万一多額な貸倒損失が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

訴訟に関するリスク

当社は人材紹介サービスおよび人材派遣サービスを営んでおりますが、その事業活動の運営の中で、取引先企業及び求職者並びに競合他社その他の関係者から、当社が提供するサービスの不備、個人情報の漏洩、知的財産の侵

害等に関する訴訟等の法的手続を提起されるリスクがあります。その結果、当局による捜査や処分等の対象となり、これらの法的手続に関連して多額の費用を支出する可能性があり、当社の経営成績や財政状態に大きな影響を与える可能性があります。同リスクに対する対策としては、リスクマネジメントシステムを構築し、関連法規に対するリスクを網羅的に可視化し、各リスクを適切に評価したうえでコンプライアンス・リスク管理委員会にて各リスクに対する対策を検討し、実行したうえでモニタリングする体制を整備・運用致します。

(3) 事業体制（会社組織）に関するリスクについて

代表取締役への依存に関するリスク

当社の代表取締役社長である高木毅は、当社の経営方針や事業戦略全般の策定等、多方面において重要な役割を果たしております。当社は、同氏に過度に依存しない経営体質の構築を進めておりますが、何らかの理由により同氏に不測の事態が生じた場合には、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

コンプライアンスに関するリスク

当社においては、「コンプライアンス・リスク管理規程」のもと、統括責任者を明確化し、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、取締役及び従業員に対して法令遵守意識を浸透させ、その強化、充実を図っております。その結果、現時点では特段のリスクは顕在化しておりませんが、万が一当社の取締役及び従業員がコンプライアンスに違反する行為を行った場合には、当社の信用並びに経営成績や財政状態に影響を与える可能性があります。同リスクに対する対策としては、リスクマネジメントシステムを構築し、関連法規に対するリスクを網羅的に可視化し、各リスクを適切に評価したうえでコンプライアンス・リスク管理委員会にて各リスクに対する対策を検討し、実行したうえでモニタリングする体制を整備・運用致します。

システム障害に関するリスク

当社では請求業務や勤怠管理等の様々な事業活動にITシステムを多用していることから、大規模なシステム障害が発生した場合には、業務に支障が生じ業績に影響を及ぼす可能性があります。そのため、当社では、情報セキュリティ管理規程及びネットワーク管理規程を定め、情報セキュリティインシデントの管理を行うとともに、日頃から情報セキュリティ強化やデータ破損等の事故に備えたバックアップ強化に努めております。また、基幹系業務システムは社内のサーバーに置かず、より安全性と信頼性の高いクラウドサービスを利用しています。

運営教室における事故に関するリスク

当社では、教室の運営において事故が起こらないように万全の体制で臨んでおりますが、万が一重大な事故が発生した場合には、信用やブランド価値の毀損や生徒の流出等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) その他

地震・風水害等の大災害発生に関するリスク

教育人材支援事業及び福祉人材支援事業においては、本社に人員を集中して配置しております。また、個別指導教室事業においては、運営教室を神奈川県に集中して設置しております。首都直下型地震・南海トラフ地震等の大災害が発生し、施設の損壊や営業の中止を余儀なくされた場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

感染症等のパンデミックに関するリスク

当社の個別指導教室事業において、多数の教室を運営しており、感染症のパンデミックによる営業自粛等の要請がなされた場合、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、感染症対策には万全を期しておりますが、教室スタッフや生徒が多数感染した場合には風評の影響を受ける可能性があります。教育人材支援事業及び福祉人材支援事業においても、学校向け、学習塾向け、介護施設向けサービスの一部停止を余儀なくされた場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

減損会計への対応に関するリスク

当社の個別指導教室事業においては、校舎・教室等設備の有形固定資産を計上しております。当社が保有する固定資産については、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しております。同会計基準では、減損の兆候が認められる資産又は資産グループについては、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減額した当該金額を減損損失として計上することとなります。これらの固定資産の資産価値につきましては、業績悪化、投資の回収懸念、事業環境の変化等、収益性の悪化により減損損失を計上する可能性があり、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

配当政策について

当社は、株主の皆様への利益還元を行うことを経営上の重要課題と捉え、将来の事業展開と経営基盤の強化を図るための内部留保資金を確保しつつ、配当を行うことを基本方針としております。こうした方針により、内部留保の充実を図るため、設立以来現在に至るまで利益配当を実施しておりません。

現段階においては、事業拡大のための再投資を行うことが株主の皆様の将来の利益につながるとの判断から、事業拡大のための設備及び人材投資を実施していく方針であります。

潜在株式の行使による当社株式価値の希薄化について

当社は、当社取締役、従業員に対するインセンティブを目的として、新株予約権を付与しております。本書提出日現在、新株予約権による潜在株式数は157,500株であり、潜在株式を含む株式総数3,632,500株に対し4.34%に相当します。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、当社株式の1株当たりの価値が希薄化する可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態の状況

（資産）

当事業年度末における流動資産合計は2,020,391千円となり、前事業年度末に比べ947,658千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が893,747千円、売掛金52,031千円増加したこと等によるものであります。

固定資産合計は178,625千円となり、19,102千円減少いたしました。これは主に保険積立金が14,779千円、ソフトウェアが3,351千円減少したこと等によるものであります。

この結果、資産合計は2,199,017千円となり、前事業年度末に比べ928,555千円増加いたしました。

（負債）

当事業年度末における流動負債合計は454,750千円となり、前事業年度末に比べ109,162千円増加いたしました。これは主に未払法人税等が48,065千円、未払金が35,657千円、未払消費税等が20,387千円増加したこと等によるものであります。

固定負債合計は37,343千円となり、前事業年度末に比べ430千円増加いたしました。これは主に資産除去債務が4,039千円増加した一方、長期未払金が3,358千円減少したこと等によるものであります。

この結果、負債合計は492,094千円となり、前事業年度末に比べ109,592千円増加いたしました。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は1,706,922千円となり、前事業年度末に比べ818,963千円増加いたしました。これは東京証券取引所マザーズへの上場にもとまう新株発行により資本金及び資本準備金がそれぞれ269,100千円、当期純利益の計上により利益剰余金が280,544千円増加したこと等によるものであります。

経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の普及にもとまう重症者数の減少や各種政策の効果等により、緩やかな回復傾向にある時期もありましたが、新たな変異株の急速な感染拡大により国内の感染者数が過去最多となったり、リバウンド傾向が鮮明になったりするなど、先行きについては依然として警戒が必要な状況が続いていくものと考えております。

教育業界におきましては、従来より課題となっている少子化に加え、文部科学省のGIGAスクール構想による学校へのICT導入の前倒し、新型コロナウイルス感染拡大をきっかけとするオンライン教育サービスに対するニーズの高まりなど、取り巻く環境が大きな変革の時期を迎えております。

保育業界におきましては、共働き世帯の増加にもとまう保育需要も増加しておりますが、「新子育て安心プラン」や「幼児教育・保育の無償化」など国をあげての子育て支援施策によって保育施設が増加していることで保育園児の受け入れ数が増加したこと、また、新型コロナウイルスの感染への不安から保育所の利用を控える保護者が相次いだことで待機児童が過去最少となったこともあり、待機児童問題の解消への道筋が見えてきております。一方で、保育施設が増えたことによる保育士不足や保育の質の低下が懸念されており、子育て支援事業者の社会的役割は一段と重要性を増しております。

介護業界におきましては、団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題や、それにもとまう認知症高齢者の急速な増加が見込まれ、より一層介護のニーズが高まっております。しかしながら、社会的な問題になっている少子高齢化の影響が介護業界の人材不足に与える影響は特に深刻で、有効求人倍率は依然として高い水準で推移しており、介護人材の確保・育成は喫緊の課題となっております。

以上のような外部環境のもと、当社は「教育と福祉の社会課題を解決し、より良い未来を創造する」ことをミッションに掲げており、教育、保育、介護を事業領域に挙げておりますが、どの分野も企業の人手不足が高い水準で続いており、当社の成長を後押しする要因となっております。

この結果、当事業年度の売上高は2,591,171千円（前年同期比30.1%増）、営業利益は424,661千円（同61.5%増）、経常利益は421,437千円（同58.7%増）、当期純利益は280,544千円（同61.8%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりとなります。

(教育人材支援事業)

家庭教師サービスにおいては、オンライン型家庭教師サービスの需要が増加したことにより、会員数が飛躍的に増加いたしました。また、当期から開始したICT支援員派遣サービスについては、GIGAスクール構想の前倒しによる教育現場のDXという環境のもとで、地方自治体の需要を取り込むことにより大きく売上に貢献する結果となりました。さらに、教員紹介サービスについても学校教員の人材不足が追い風となり、サービスを拡大いたしました。

その結果、売上高は1,221,154千円(同50.9%増)、セグメント利益は273,178千円(同70.8%増)となりました。

(福祉人材支援事業)

保育サービスにおいては、人材派遣サービスの売上が順調に伸び、当期の売上に貢献する一方、利益率の高い人材紹介サービスの売上高が減少したことから利益率を下げる要因となりました。介護サービスにおいては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、介護施設における採用面接が中止された影響で、新規紹介数は減少いたしました。

その結果、売上高は358,693千円(同0.1%減)、セグメント利益は52,622千円(同60.4%減)となりました。

(個別指導教室事業)

個別指導教室においては、問合せ数の増加により入塾者数が順調に増加するとともに、退会率の減少も在籍生徒数の増加につながり、当期の売上に貢献する結果となりました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、新規出店を控えたことも当期の利益に貢献いたしました。2022年3月に新規開校を再開し、つきみ野校及び弥生台校を開校いたしました。今後は新型コロナウイルスの感染状況を注視しつつ、新規出店を加速してまいります。

その結果、売上高は1,011,323千円(同22.8%増)、セグメント利益は263,373千円(同135.5%増)となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、税引前当期純利益が423,201千円(前年同期比59.4%増)と増加したこと等により、前事業年度末に比べて893,747千円増加し、1,844,018千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は345,647千円(同58.9%増)となりました。

これは主な増加の要因として、税引前当期純利益423,201千円、未払金の増加額28,893千円、未払消費税等の増加額20,387千円、主な減少の要因として、法人税等の支払額111,041千円、売上債権の増加額52,031千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は28,600千円(前年同期は11,109千円資金の支出)となりました。

これは主な増加要因として、保険積立金の解約による収入30,908千円、主な減少要因として、敷金及び保証金の差入による支出3,629千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は519,499千円(前年同期は3,727千円資金の支出)となりました。

これは主な増加要因として、株式の発行による収入538,200千円、主な減少要因として、上場関連費用の支出17,882千円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

c. 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)	前年同期比(%)
教育人材支援事業(千円)	1,221,154	150.9
福祉人材支援事業(千円)	358,693	99.9
個別指導教室事業(千円)	1,011,323	122.8
合計(千円)	2,591,171	130.1

- (注) 1. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績の10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。
2. セグメント間の内部振替はありません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたり、会計基準の範囲内で、一定の見積りが行われている部分があり、資産・負債、収益・費用の金額に反映されております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

(固定資産の減損)

当社は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載の通り、個別指導教室事業については教室を、教育人材支援事業や福祉人材支援事業については当該事業を、資産のグルーピングの最小単位としております。減損の兆候が把握された資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積り、減損損失の認識の要否を判定しております。資産グループの割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値を回収可能価額として、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

当社は、教室及び各事業等の営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなった場合や、教室の移転及び閉鎖が決定された場合、生徒数や顧客数の大幅な減少等による経営環境の著しい悪化が生じた場合等の様々な状況を勘案し、減損の兆候を把握しております。

減損損失の認識及び測定に際して策定される将来キャッシュ・フローは将来の事業計画を基礎としております。当社は、将来の事業計画の策定にあたり、過年度の実績等の内部情報に加え、売上計画は各地域の人口動態等の外部情報、原価及び費用計画は人件費相場や賃料相場の動向を基に算定しております。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(売上高)

当事業年度の売上高は、2,591,171千円(前期比30.1%増)となりました。これは主に、新規顧客の獲得によるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度の売上原価は、1,973,728千円(前期比25.9%増)となりました。これは主に、売上高の増加に伴う講師給与等の人件費及び業務委託料の増加によるものであります。この結果、当事業年度の売上総利益は、617,442千円(前期比45.6%増)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は、192,781千円（前期比19.5%増）となりました。これは主に、人件費の増加及び租税公課の増加等によるものであります。この結果、当事業年度の営業利益は、424,661千円（前期比61.5%増）となりました。

（営業外収益、営業外費用及び経常利益）

当事業年度の営業外収益は、14,657千円（前事業年度は2,595千円）となりました。これは主に、保険の解約に伴う返戻金によるものであります。また、当事業年度の営業外費用は、17,882千円（前事業年度は発生しておりません）となりました。これは、上場関連費用の発生によるものであります。この結果、当事業年度の経常利益は、421,437千円（前期比58.7%増）となりました。

（特別利益、特別損失及び当期純利益）

当事業年度の特別利益は、1,764千円（前事業年度は発生しておりません）となりました。これは、固定資産の売却益によるものであります。なお、当事業年度の特別損失は発生しておりません（前事業年度は発生しておりません）。この結果、当事業年度の税引前当期純利益は、423,201千円（前期比59.4%増）となり、法人税等を142,656千円（前期比54.9%増）計上したことにより、当期純利益は、280,544千円（前期比61.8%増）となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の運転資金需要のうち主なものは、従業員の給与手当の他、販売費及び一般管理費の営業費用であります。これらの資金につきましては、営業活動によって得られる資金及び自己資金でまかなうことを基本方針としております。

なお、キャッシュ・フローの詳細な状況につきましては、「（1）経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

売上高及び売上高対前年増減率、並びに営業利益及び営業利益対前年増減率を重要指標としており、当事業年度の売上高は2,591,171千円となり、前事業年度比30.1%増となりました。これは顧客の増加によるものであります。

また、当事業年度の営業利益は424,661千円となり、前事業年度比61.5%増となりました。これは売上高の増加によるものであります。

今後は効率的な企業経営の観点から、営業利益率についても目標を設定し、達成状況を判断する方針です。

経営成績に重要な要因を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。また、今後の経営成績に影響を与える課題につきましては、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資を事業セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

(1) 教育人材支援事業

当事業年度において実施いたしました設備投資等の総額は1,228千円であり、その主な内容は、関西支社の移転に伴う建物附属設備等に関連する支出です。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

(2) 福祉人材支援事業

重要な設備投資、除却又は売却等はありません。

(3) 個別指導教室事業

当事業年度において実施いたしました設備投資等の総額は6,149千円であり、その主な内容は、新規教室の開校に伴う建物附属設備等に関連する支出です。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は次のとおりです。

2022年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (人)
			建物	車両運搬具	リース資産	無形固定資産	その他	合計	
本社 (東京都新宿区)	全社(共通) 教育人材支援 事業 福祉人材支援 事業	事務所等	8,000	-	-	7,014	499	15,514	43(279)
横浜地区 (個別指導教室 セン ター南校他 計14教室、 学童クラブ 1教室)	個別指導教室 事業	教室設備	28,007	-	-	-	250	28,258	21(332)
川崎地区 (個別指導教室 川崎西 口校他 計7教室)	個別指導教室 事業	教室設備	11,714	-	-	-	783	12,498	8(176)
相模原地区 (個別指導教室 橋本校 他 計2教室)	個別指導教室 事業	教室設備	5,609	-	-	-	-	5,609	2(55)

- (注) 1. 帳簿価額のうち、「その他」は、構築物、工具、器具及び備品、一括償却資産を含めております。
2. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇
用者数(パートタイマー、派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
3. 現在休止中の主要な設備はありません。
4. 上記の他、主要な設備のうち他の者から賃借している設備は以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社	全社(共通) 教育人材支援事業 福祉人材支援事業	賃借建物	20,460
横浜地区	個別指導教室事業	賃借建物	57,840
川崎地区	個別指導教室事業	賃借建物	26,996
相模原地区	個別指導教室事業	賃借建物	7,998

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。
なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方 法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
個別指導学院 サクシード 4教室	個別指導教 室事業	建物附属設 備及び工具 器具備品 (注)1	32,000	-	増資資金	2022.7	2023.3	(注)4
個別指導学院 サクシード 6教室	個別指導教 室事業	建物附属設 備及び工具 器具備品 (注)1	48,000	-	増資資金	2023.4	2024.3	(注)4
個別指導学院 サクシード 8教室	個別指導教 室事業	建物附属設 備及び工具 器具備品 (注)1	64,000	-	増資資金	2024.4	2025.3	(注)4
本社 (東京都新宿 区)	全社	建物附属設 備及び工具 器具備品 (注)2	10,000	-	増資資金	2022.8	2022.9	(注)4
新規拠点	教育人材支 援事業	建物附属設 備及び工具 器具備品 (注)3	7,000	-	増資資金	2023.8	2023.9	(注)4

(注)1. 1教室当たり5,000千円の敷金も含んでおります。

2. 本社増床の投資予定金額には6,000千円の敷金も含んでおります。

3. 新規拠点の投資予定金額には3,000千円の敷金も含んでおります。

4. 現時点において増加能力を見積もることが困難であることから、記載していません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,400,000
計	12,400,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2022年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年6月24日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	3,475,000	3,475,000	東京証券取引所 マザーズ (事業年度末現在) グロース市場 (提出日現在)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	3,475,000	3,475,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2017年3月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社使用人 30(注)5
新株予約権の数(個)	5,450(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 130,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	80(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 2019年3月15日 至 2027年3月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 80 資本組入額 40(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2022年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

新株予約権割当日後、当社が株式分割、又は、株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。ただし、この調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い本新株予約権が承継された場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行う。

2. 本新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権割当日後、当社が普通株式に付き、時価を下回る価額で新株式の発行(自己株式の処分を含む)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

さらに、上記のほか、本新株予約権割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行う。

3. (1) 当社の取締役、使用人として新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、使用人の地位を有しているものとする。但し、任期満了による退任、又は、定年退職等、正当な理由があると当社が取締役会の決議により認められた場合にはこの限りではない。

(2) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の全部または一部(但し、1株の整数倍とする)を行使することができる。

(3) 新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(4) その他の条件については、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 当社が消滅会社となる合併契約書の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、又は、株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会議決が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に当社は本新株予約権の全部、又は、一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定する。
新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の行使の条件(1)に規定する条件に該当しなくなった場合には当社は当該新株予約権については無償で取得することができる。
5. 本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は付与対象者の異動による区分の変更並びに付与対象者の退職による権利の喪失により、当社取締役4名、当社使用人23名となっております。
6. 2021年7月15日開催の取締役会決議により、2021年8月27日付で普通株式1株につき25株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権

決議年月日	2021年3月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 2(注)5
新株予約権の数(個)	600(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 15,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	248(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 2023年3月31日 至 2031年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 248 資本組入額 124(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2022年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

新株予約権割当日後、当社が株式分割、又は、株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。ただし、この調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い本新株予約権が承継された場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行う。

2. 本新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権割当日後、当社が普通株式に付き、時価を下回る価額で新株式の発行(自己株式の処分を含む)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

さらに、上記のほか、本新株予約権割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行う。

3. (1) 当社の取締役、使用人として新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、使用人の地位を有しているものとする。但し、任期満了による退任、又は、定年退職等、正当な理由があると当社が取締役会の決議により認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の全部または一部（但し、1株の整数倍とする）を行使することができる。
- (3) 新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (4) その他の条件については、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
4. 当社が消滅会社となる合併契約書の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、又は、株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に当社は本新株予約権の全部、又は、一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定する。新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の行使の条件(1)に規定する条件に該当しなくなった場合には当社は当該新株予約権については無償で取得することができる。
5. 本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、付与対象者の異動による区分の変更により、当社取締役2名となっております。
6. 2021年7月15日開催の取締役会決議により、2021年8月27日付で普通株式1株につき25株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権

決議年月日	2021年6月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役 3
新株予約権の数（個）	500（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 12,500（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	288（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 2023年7月1日 至 2031年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 288 資本組入額 144（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2022年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2022年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、25株とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式分割、又は、株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。ただし、この調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い本新株予約権が承継された場合、その他これらの場合に準じて

付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行う。

2. 本新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権割当日後、当社が普通株式に付き、時価を下回る価額で新株式の発行（自己株式の処分を含む）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

さらに、上記のほか、本新株予約権割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行う。

3. (1) 当社の役員・従業員として本新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の役員・従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職等、正当な事由があると当社が取締役会の決議により認めた場合にはこの限りでない。
- (2) 本新株予約権の割当を受けた者は、本新株予約権の全部又は一部（ただし、1株の整数倍とする。）を行使することができる。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- (4) 当社株式の価格がa.に定める「ロックアウト・バリア判定期間」の間、一度でもb.に定める「ロックアウト・バリア価格」を下回った場合、当社は、当社の取締役会が定める取得日において、被割当者の新株予約権を無償で取得することができる。
- a. ロックアウト・バリア判定期間は、2021年7月2日から2031年6月30日までとする。
- b. ロックアウト・バリア価格は、金6,821円（分割後は金273円）とする。
- (5) その他権利行使の条件については、当社株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と本新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
4. 当社が消滅会社となる合併契約書の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、又は、株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に当社は本新株予約権の全部、又は、一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定する。新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の行使の条件(1)に規定する条件に該当しなくなった場合には当社は当該新株予約権については無償で取得することができる。
5. 2021年7月15日開催の取締役会決議により2021年8月27日付けで普通株式1株につき25株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2021年8月27日 (注)1	2,976,000	3,100,000	-	64,000	-	4,000
2021年12月21日 (注)2	375,000	3,475,000	269,100	333,100	269,100	273,100

(注)1. 株式分割(1:25)によるものであります。

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,560円
引受価額 1,435.20円
資本組入額 717.60円
払込金総額 538,200千円

(5) 【所有者別状況】

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	17	47	11	3	1,564	1,645	-
所有株式数 (単元)	-	682	824	155	299	3	32,781	34,744	600
所有株式数の割 合(%)	-	1.96	2.37	0.45	0.86	0.01	94.35	100	-

(6) 【大株主の状況】

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
高木 毅	東京都新宿区	2,100	60.43
佐藤 幹雄	東京都江東区	250	7.19
石川 修一	神奈川県横浜市都筑区	150	4.31
前原 裕明	東京都世田谷区	150	4.31
阪田 和弘	鳥取県鳥取市	83	2.39
志村 英樹	新潟県新潟市中央区	68	1.98
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	43	1.24
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	36	1.05
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	30	0.87
斉藤 博志	東京都中野区	25	0.71
佐藤 純	宮城県仙台市若林区	25	0.71
森 峰志	東京都新宿区	25	0.71
計	-	2,987	85.96

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,474,400	34,744	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 600	-	-
発行済株式総数	3,475,000	-	-
総株主の議決権	-	34,744	-

【自己株式等】

2022年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、今後の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来配当を実施しておりません。株主への利益配分につきましては、経営の最重要課題の一つと位置付けておりますが、現在は成長過程にあると考えていることから、経営基盤の安定化を図るために内部留保の充実に注力する方針であります。内部留保資金は事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益配分を検討しますが、配当実施時期につきましては未定であります。

当社の配当の決定機関は取締役会であります。なお、2021年8月12日開催の臨時株主総会決議により、会社法第459条第1項に基づき、期末配当は3月31日、中間配当は9月30日を基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款規定を設けております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、社会的に信頼される企業であり続けるため、株主の権利を尊重し、経営の透明性・公平性を確保するとともに、取締役会を中心とした自己規律のもと、適時適切に企業情報を開示し説明責任を果たしてまいります。

また、迅速かつ的確な意思決定により株主や顧客、取引先、従業員、社会をはじめとするステークホルダーの利益を最大化しつつ、持続的かつ健全な成長と長期的な企業価値の向上が重要であるとの認識に立ち、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社であり、会社法に規定する機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。株主総会が会社の意思決定機関として、取締役会が会社の業務執行の意思決定、業務執行の監督を行う機関として、監査役会が取締役の職務の執行を監査する監査役全員によって構成される独立した機関として、それぞれが責務を全うする体制をとっております。また、会社のコンプライアンス・リスクマネジメント全般の取組機関として、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置しております。

この体制が経営の効率性と健全性を確保し、当社の持続的な発展に有効であるため、本コーポレート・ガバナンスの体制を採用しております。

なお、本書提出日の状況(構成人数等)を以下に記しております。

(取締役会)

当社の取締役会は、代表取締役 高木毅、取締役 石川修一、取締役 前原裕明、取締役 斉藤博志、取締役 森峰志、取締役 泓田翔平、取締役 植田庸平、社外取締役 佐藤純の8名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。社外取締役は、公認会計士としての豊富な経験をもった人材を招聘し、専門的知識に基づいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。取締役会については、原則として毎月1回の定時開催と、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営に関する重要事項についての意思決定を行うほか、管掌取締役から業務執行状況の報告を受け、取締役の業務執行を監督しております。

(監査役会)

当社は、会社法及び関連法令に基づき監査役制度を採用しております。監査役会は、常勤監査役 松島茂樹が議長を務め、非常勤監査役 早川淳一、非常勤監査役 嵯峨谷巖の3名(3名とも社外監査役)で構成され、各監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、取締役等からの事業報告の聴取、重要書類の閲覧、財務及び財産の状況等の調査をしており、取締役の職務執行を監督しております。監査役会は、原則として毎月1回開催し、各監査役の監査内容について報告する等監査役間での意見交換・情報共有等を行っております。また、監査役は会計監査人及び内部監査担当者と定期的に意見交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

(経営会議)

当社の経営会議は、取締役 前原裕明が議長を務め、代表取締役 高木毅、取締役 石川修一、取締役 斉藤博志、取締役 森峰志、取締役 泓田翔平、取締役 植田庸平で構成され、原則として月1回開催しております。各事業部の業務執行状況の報告、取締役会決議事項の事前審議及び重要事項に関する協議、決定を行っております。

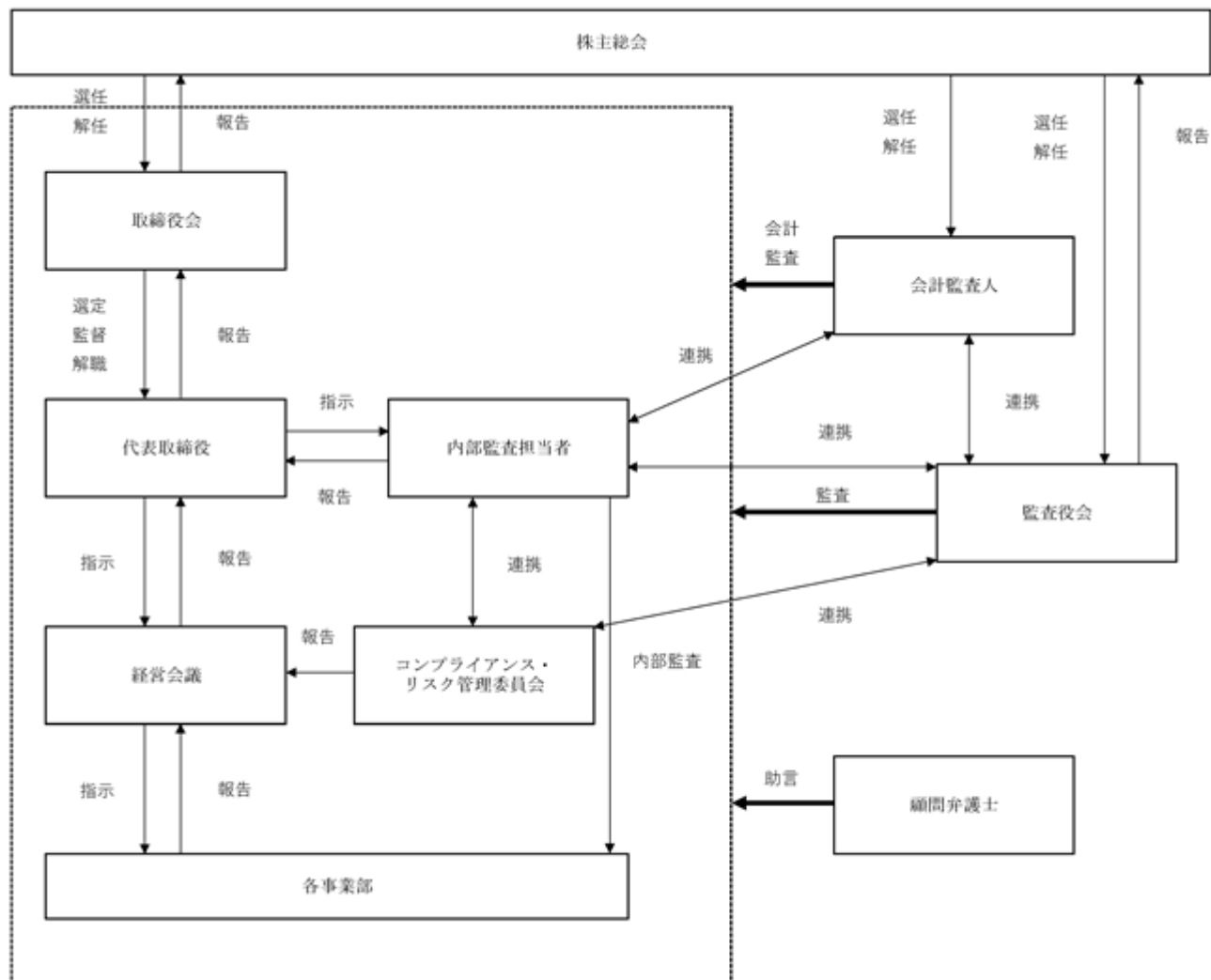
(内部監査)

当社は独立した内部監査室は設置しておりませんが、代表取締役の命を受けた内部監査担当者2名が、自己の属する部門を除く当社全体をカバーするよう業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

(コンプライアンス・リスク管理委員会)

当社は、リスク管理の基礎として定める「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、全社的なリスクを管理するコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、リスクマネジメント活動を推進しております。コンプライアンス・リスク管理委員会の構成者は、取締役(社外取締役は除く)、事業部長、内部監査担当者としており、代表取締役を委員長とし、原則として四半期に1度開催しております。

当社の企業統治の体制は、以下のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め企業価値向上を進めるため、内部統制システムの整備に関する基本方針を制定し、内部統制システムが有効に機能する体制を構築しております。当社の内部統制システムに関する基本方針の概要は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 取締役及び使用人が遵守すべき社内規程等を定め、法令、定款等への適合体制を確立する。
 - ・ 取締役は、他の取締役又は使用人の職務の執行が法令または定款に適合していない事実を発見した場合、取締役会及び監査役会に報告する。監査役会は、取締役の職務の執行について監査する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款及び文書管理規程等の社内規程、方針に従い、文書（紙または電磁的媒体）に記録して適切に保管及び管理する体制を整える。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 経営上の重要事項に係るリスクについては、取締役会において十分な協議を行う。
 - ・ 信用リスク、情報漏洩リスク等、個別のリスクについては、それぞれ社内規程に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会において適切な管理を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 定時及び臨時の取締役会を開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、業務執行に係わる重要な意思決定を機動的に行うとともに、取締役の業務執行の状況を監督する。
- ・ 職務執行に関する権限及び責任については、取締役会規程、組織規程、職務権限規程等の社内規程で定め、随時見直すものとする。

5. 監査役会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、合理的な範囲で監査役会の会議事務局がその任にあたるものとし、当該使用人は取締役または他の使用人の指揮命令を受けないものとする。

6. 監査役会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会の職務を補助すべき使用人を置いた場合には、当該使用人に対して、監査役会の指揮命令に従う旨を周知徹底する。

7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制

取締役及び使用人は、その分掌業務において会社に著しい損害を与える事実ならびに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合、法令及び社内規程に定める方法により、速やかに監査役会に適切な報告を行う。

8. 監査役会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役会へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

9. 監査役会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会の職務の執行について生ずる費用は、会社法第399条の2第4項に基づき適切に処理する。

10. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役会は、定期・不定期を問わず、当社におけるコンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題について代表取締役その他取締役と情報交換を行い、取締役及び監査役会の意思疎通を図る。
- ・ 監査役会は、定期・不定期を問わず、内部監査担当及び会計監査人等と情報の共有並びに意見交換の場を設けることとし、内部監査担当及び会計監査人等との意思疎通を図る。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本方針

反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で臨み、一切の関係を持たず、一切の不当な要求等に応じないことを基本方針とし、平素から外部専門機関との緊密な連携をとり、担当部門を決めて全社全体として組織的に対処する。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理及びコンプライアンス体制を整備するために「コンプライアンス・リスク管理規程」を定めています。リスクの発生可能性、発生状況及びコンプライアンス状況について、正確な把握に努めるとともに、必要に応じてリスクを未然に防ぐため対策を検討し、実行するため、代表取締役を委員長としたコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、四半期に1度開催しております。なお、コンプライアンス体制の確立・強化のため弁護士と顧問契約を締結し、内容に応じてそれぞれ適宜アドバイスやチェックの依頼を行っております。

c. 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に取締役及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、当該定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を、社外取締役及び社外監査役と締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

d. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するに当り、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

e. 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款で定めております。

f. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

g. 株主総会の特別決議

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

h. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等を機動的に実施することを目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

i. 自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

j. 役員等賠償責任保険契約の内容

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の全ての取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合には補償対象としないこととしております。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性11名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	高木 毅	1967年8月16日生	1992年4月 国際証券株式会社入社 1994年4月 株式会社タートルジヤパン入社 1997年4月 同社取締役 2004年4月 当社設立 代表取締役社長(現任)	(注)3	2,100,000
取締役 個別指導教室事業部 長	石川 修一	1972年2月28日生	1993年4月 株式会社タートルジヤパン入社 2000年9月 株式会社ノーバス入社 2004年10月 当社入社 2006年12月 当社取締役(現任)	(注)3	150,000
取締役 管理部長	前原 裕明	1972年12月25日生	2000年2月 株式会社タートルジヤパン入社 2007年5月 当社入社 2008年6月 当社取締役(現任)	(注)3	150,000
取締役 福祉人材支援事業部 長兼マーケティング 部長	斉藤 博志	1974年12月2日生	2007年10月 株式会社リッチサポート設立 代表 取締役社長 2013年3月 当社取締役(現任)	(注)3	25,000
取締役 人事広報部長	森 峰志	1980年3月24日生	2008年6月 当社入社 2017年6月 当社取締役(現任)	(注)3	25,000
取締役 教育人材支援事業部 長	泓田 翔平	1988年1月5日生	2012年4月 当社入社 2021年6月 当社取締役(現任)	(注)3	-
取締役 財務経理部長	植田 庸平	1980年11月8日生	2007年12月 あずさ監査法人(現 有限責任あ ずさ監査法人)入所 2011年9月 公認会計士登録(現任) 2020年4月 当社入社 2021年6月 当社取締役(現任)	(注)3	-
取締役	佐藤 純	1974年11月1日生	2001年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監 査法人トーマツ)入所 2005年4月 公認会計士登録(現任) 2016年6月 当社取締役(現任) 2019年3月 株式会社スカイパレスアソシエイツ 取締役 2019年5月 株式会社リオ・ホールディングス取 締役・監査等委員 2021年9月 株式会社フライヤー 監査役(現 任)	(注)3	25,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	松島 茂樹	1953年10月2日生	1976年4月 株式会社日本興業銀行(現 株式会社みずほフィナンシャルグループ) 入行 2004年4月 みずほ証券株式会社 常務執行役員 インターナルコントロールグループ長 2012年1月 トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社 常勤監査役 2014年7月 株式会社かんぼ生命保険 監査委員会事務局 統括役 2016年6月 株式会社ゆうちょ銀行 専務執行役員 2018年6月 みずほ証券株式会社 理事 2019年6月 株式会社コガネイ 監査役(現任) 2019年6月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	-
監査役	早川 淳一	1973年6月3日生	1997年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2003年10月 上田税理士事務所入所 2009年6月 当社監査役(現任) 2012年6月 早川淳一税理士事務所開設 所長(現任)	(注)4	-
監査役	嵯峨谷 巖	1973年9月6日生	2001年10月 弁護士登録(現任) 2001年10月 ときわ総合法律事務所入所 2004年1月 弁護士法人大江橋法律事務所入所 2007年10月 ときわ法律事務所入所 2010年1月 嵯峨谷法律事務所開設 同事務所所長(現任) 2011年5月 ステラ・グループ株式会社 監査役 2020年2月 当社監査役(現任)	(注)4	-
計					2,475,000

- (注) 1. 取締役 佐藤純は、社外取締役であります。
2. 監査役 松島茂樹、早川淳一、嵯峨谷巖は、社外監査役であります。
3. 2022年6月23日開催の定時株主総会終結の時から、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2021年8月12日開催の臨時株主総会終結の時から、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 代表取締役高木毅の戸籍上の氏名は高木毅であります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

社外取締役佐藤純は、公認会計士として財務・会計・税務に関する専門的な知識・経験を有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、社外取締役として選任しております。なお、同氏は本書提出日現在、当社株式25,000株及び新株予約権1,000個を保有しておりますが、それ以外に当社との間で資本的関係、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役松島茂樹は、企業経営者として豊富な知識と幅広い経験を有しており、それらを当社の監査等に活かせると判断し、社外監査役として選任しております。なお、同氏は本書提出日現在、新株予約権200個を保有しておりますが、それ以外に当社との間で資本的関係、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役早川淳一は、税理士として専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを当社の監査等に活かせると判断し、社外監査役として選任しております。なお、同氏は本書提出日現在、新株予約権150個を保有しておりますが、それ以外に当社との間で資本的関係、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役嵯峨谷巖は、弁護士として専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを当社の監査等に活かせると判断し、社外監査役として選任しております。なお、同氏は本書提出日現在、新株予約権150個を保有しておりますが、それ以外に当社との間で資本的関係、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、毎月開催の取締役会に出席し、決議事項に関する審議や決定に参加するほか、業務執行等の報告を受ける等、経営の監督を行っております。また、社外取締役と社外監査役は、定期的な情報交換や意見交換及び問題意識の共有を行う会合を設けております。

社外監査役は、取締役会及び監査役会において、専門知識及び豊富な経験に基づき意見・提言を行っております。また、常勤監査役と内部監査担当者は、緊密な連携をとり、内部監査報告とそれに基づく情報の共有、意見交換を行っております。さらに、常勤監査役、内部監査担当者及び会計監査人は、監査の各段階で情報共有と意見交換を実施し、監査計画及び監査結果の相互還元等、三様監査の実効性向上に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は、常勤監査役1名（うち社外監査役1名）、非常勤監査役2名（うち社外監査役2名）により、監査役監査を実施しております。常勤監査役（社外監査役）の松島茂樹は、監査業務の豊富な経験と高い見識があります。非常勤監査役（社外監査役）の早川淳一は、税理士、非常勤監査役（社外監査役）の嵯峨谷巖は、弁護士の資格を有しており、監査役相互で連携することで効果的な監査を実施しております。

当事業年度における監査役会の開催状況及び個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
松島 茂樹	13回	13回
早川 淳一	13回	13回
嵯峨谷 巖	13回	13回

監査役監査につきましては、常勤監査役が各種会議に出席し、日々の業務執行に対して牽制機能を果たすとともに、業務運営を直接的に把握した上で、原則月1回開催される監査役会において各監査役に情報を共有しております。また、各監査役が取締役会に出席し、取締役会の審議事項に対する見解を述べることを通じて取締役の職務執行の牽制を図っております。

さらに、常勤監査役は内部統制システムの構築状況とその運用の適切性を監査項目として監査を実施しており、当該監査が実効性をもって実施されるように監査役会は監査方針や監査計画等を決定しております。

内部監査の状況

内部監査については、代表取締役社長が指名した2名が内部監査を実施しております。内部監査担当者は、兼任部署への自己監査になることがない内部監査計画を作成し、計画に基づいて内部監査を実施し、内部監査実施結果の報告並びに内部監査指導事項の改善状況の調査及び結果報告を代表取締役社長に行っております。また、監査役会は内部監査担当者より監査計画、監査の内容、監査結果等について適宜報告を受け、情報交換及び意見交換を行っております。

監査役、内部監査担当者、会計監査人の連携状況（三様監査の状況）としては、定期及び必要な都度の情報共有、意見交換を実施するとともに、内部統制に関わる各部署から必要な情報提供を受けて、内部統制に関する事項について意見交換を行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b. 継続監査期間

3年間

c. 業務を執行した公認会計士

業務執行社員 金子 勝彦
業務執行社員 清水 幸樹

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、その他14名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会の監査法人の選定方針は、職業的専門家としての高い知見を有し、独立性及び監査品質が確保されており、当社の業務内容や事業規模を踏まえ、コスト面を含めて効率的かつ効果的な監査業務の運営が期待できることとあります。監査法人の業務執行体制・品質管理体制・独立性、監査業務執行の妥当性及び監査報酬の水準等を総合的に勘案の上、太陽有限責任監査法人が適任であると判断し、選定しております。

監査公認会計士等を選任・解任するにあたっては、会計監査人の職務執行状況、監査体制、独立性及び専門性などが適切であるかについて確認を行い、判断しております。監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合等には、監査役の全員の同意により、会計監査人の解任を決定いたします。また、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から、会計監査人が監査を十全に遂行することが困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、監査法人に対して毎期評価を行っております。監査役会は、太陽有限責任監査法人と緊密なコミュニケーションをとっており、適時かつ適切に意見交換や監査状況を把握しております。その結果、会計監査人の職務執行に問題はないと評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
14,575	-	20,000	1,500

（注）当社における当事業年度の非監査業務の内容は、新規上場に係るコンフォートレター作成業務です。

b. 監査公認会計士等との同一のネットワーク（グラントソントン）に対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査法人より提示された監査計画、監査内容、監査日数等について、当社の企業規模や業務内容等を勘案し、双方協議の上、監査役会の同意を得て適切に決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人の報酬等の決定手続、監査計画の内容、過去の監査時間及び実績時間の推移等に照らし、会計監査人の報酬の妥当性の検討をいたしました。その結果、妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬は、株主総会で決議された取締役の報酬総額に基づき、代表取締役社長高木毅が取締役会の一任を受け、業績に対する権限と責任の範囲を勘案し、個別にその額を決定しております。なお、当社は業績連動報酬制度を採用しておりません。

監査役の報酬は、株主総会で決議された監査役の報酬総額に基づき、監査役会にて個別にその額を決議しております。

なお、当社役員の報酬等に関しては、取締役については2017年6月16日開催の第13期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）と決議されており（同定時株主総会終結時の取締役の員数は6名（うち社外取締役1名））、監査役については2017年6月16日開催の第13期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議されております（同定時株主総会終結時の監査役の員数は1名）。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	70,620	70,620	-	-	-	7
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外取締役	2,640	2,640	-	-	-	1
社外監査役	7,530	7,530	-	-	-	3
合計	80,790	80,790	-	-	-	11

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち、重要なもの

使用人兼務役員が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は投資株式を保有していないため、投資株式の区分の基準及び考え方は定めておりません。株式を保有する際には、取締役会において、その保有目的の合理性及び経済合理性等を総合的に勘案し、保有の可否を判断する方針としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、必要に応じて監査法人との協議を実施し、その他専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーへ参加することにより、社内における専門知識を有する人材育成に努めております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	950,270	1,844,018
売掛金	101,375	153,407
貯蔵品	3	3
前払費用	24,516	27,561
その他	75	70
貸倒引当金	3,508	4,669
流動資産合計	1,072,732	2,020,391
固定資産		
有形固定資産		
建物	107,312	116,725
減価償却累計額	49,801	56,148
建物(純額)	57,511	60,577
構築物	5,879	5,879
減価償却累計額	4,952	5,096
構築物(純額)	927	783
車両運搬具	5,025	236
減価償却累計額	3,012	236
車両運搬具(純額)	2,012	-
工具、器具及び備品	10,690	10,690
減価償却累計額	9,959	10,266
工具、器具及び備品(純額)	731	423
リース資産	13,956	-
減価償却累計額	11,164	-
リース資産(純額)	2,791	-
その他	495	1,915
減価償却累計額	495	968
その他(純額)	-	946
有形固定資産合計	63,974	62,731
無形固定資産		
ソフトウェア	10,366	7,014
無形固定資産合計	10,366	7,014
投資その他の資産		
敷金	57,099	57,710
長期滞留債権	5,509	5,093
保険積立金	35,561	20,781
繰延税金資産	30,370	30,282
その他	356	105
貸倒引当金	5,509	5,093
投資その他の資産合計	123,388	108,879
固定資産合計	197,728	178,625
資産合計	1,270,461	2,199,017

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	3,014	-
未払金	128,542	164,199
未払費用	9,789	13,604
未払法人税等	62,676	110,741
未払消費税等	36,062	56,450
前受金	67,323	-
契約負債	-	68,158
預り金	7,961	11,822
賞与引当金	25,228	25,082
返金引当金	975	-
資産除去債務	992	-
その他	3,020	4,690
流動負債合計	345,588	454,750
固定負債		
長期未払金	3,358	-
長期リース債務	251	-
資産除去債務	33,303	37,343
固定負債合計	36,913	37,343
負債合計	382,501	492,094
純資産の部		
株主資本		
資本金	64,000	333,100
資本剰余金		
資本準備金	4,000	273,100
資本剰余金合計	4,000	273,100
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	819,959	1,100,504
利益剰余金合計	819,959	1,100,504
株主資本合計	887,959	1,706,704
新株予約権	-	218
純資産合計	887,959	1,706,922
負債純資産合計	1,270,461	2,199,017

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
売上高	1,991,875	2,591,171
売上原価	1,567,681	1,973,728
売上総利益	424,194	617,442
販売費及び一般管理費	1 161,298	1 192,781
営業利益	262,895	424,661
営業外収益		
受取利息	0	-
助成金収入	2,595	-
保険解約返戻金	-	14,332
その他	-	325
営業外収益合計	2,595	14,657
営業外費用		
上場関連費用	-	17,882
営業外費用合計	-	17,882
経常利益	265,491	421,437
特別利益		
固定資産売却益	-	2 1,764
特別利益合計	-	1,764
税引前当期純利益	265,491	423,201
法人税、住民税及び事業税	96,742	142,569
法人税等調整額	4,675	87
法人税等合計	92,067	142,656
当期純利益	173,423	280,544

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)		当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	930,085	59.3	1,127,640	57.1
経費	2	637,595	40.7	846,088	42.9
合計		1,567,681	100.0	1,973,728	100.0

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
講師給与(千円)	448,915	576,442
給料及び手当(千円)	251,086	261,467

2. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
業務委託料(千円)	142,924	295,122
募集費(千円)	130,119	159,234
地代家賃(千円)	114,519	120,576
広告宣伝費(千円)	82,093	87,492

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	64,000	4,000	4,000	646,535	646,535	714,535	714,535
当期変動額							
当期純利益				173,423	173,423	173,423	173,423
当期変動額合計	-	-	-	173,423	173,423	173,423	173,423
当期末残高	64,000	4,000	4,000	819,959	819,959	887,959	887,959

当事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	64,000	4,000	4,000	819,959	819,959	887,959	-	887,959
当期変動額								
新株の発行	269,100	269,100	269,100			538,200		538,200
当期純利益				280,544	280,544	280,544		280,544
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							218	218
当期変動額合計	269,100	269,100	269,100	280,544	280,544	818,744	218	818,963
当期末残高	333,100	273,100	273,100	1,100,504	1,100,504	1,706,704	218	1,706,922

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	265,491	423,201
減価償却費	15,105	11,912
利息費用	96	94
貸倒引当金の増減額(は減少)	6,153	745
賞与引当金の増減額(は減少)	5,990	145
返金引当金の増減額(は減少)	580	-
受取利息及び受取配当金	0	-
助成金収入	2,595	-
保険解約返戻金	-	14,332
上場関連費用	-	17,882
固定資産売却益	-	1,764
売上債権の増減額(は増加)	7,255	52,031
棚卸資産の増減額(は増加)	538	-
その他の資産の増減額(は増加)	1,866	2,789
未払金の増減額(は減少)	4,302	28,893
未払費用の増減額(は減少)	1,722	3,815
前受金の増減額(は減少)	2,908	-
契約負債の増減額(は減少)	-	835
未払消費税等の増減額(は減少)	5,213	20,387
未払法人税等(外形標準課税)の増減額(は減少)	-	16,542
その他の負債の増減額(は減少)	740	1,731
その他	-	1,711
小計	281,924	456,688
利息及び配当金の受取額	0	-
助成金の受取額	2,595	-
法人税等の支払額	66,971	111,041
営業活動によるキャッシュ・フロー	217,549	345,647
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	3,493	2,228
有形固定資産の売却による収入	-	3,536
資産除去債務の履行による支出	-	1,210
敷金及び保証金の差入による支出	2,881	3,629
敷金及び保証金の回収による収入	-	3,018
保険積立金の積立による支出	4,734	1,796
保険積立金の解約による収入	-	30,908
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,109	28,600
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期末払金の返済による支出	712	534
リース債務の返済による支出	3,014	502
上場関連費用の支出	-	17,882
株式の発行による収入	-	538,200
新株予約権の発行による収入	-	218
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,727	519,499
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	202,713	893,747
現金及び現金同等物の期首残高	747,557	950,270
現金及び現金同等物の期末残高	950,270	1,844,018

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 4年～15年

構築物 8年～20年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 5年～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用)

社内利用における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 返金引当金

人材紹介手数料の返金に備えるため、過去の実績に基づき、返金見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は主に役務の提供であり、顧客との契約に基づいて教育及び福祉に係るサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、顧客が便益を享受する一時点において充足されると判断し、サービスの提供時点で収益を認識しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(固定資産の減損)

当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	63,974	62,731

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社が保有する有形固定資産について、現状の事業環境を踏まえた将来キャッシュ・フローの総額を見積り、割引前将来キャッシュ・フローの総額が有形固定資産の帳簿価額を下回る場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値を回収可能価額として帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。個別指導教室事業については各教室を、教育人材支援事業及び福祉人材支援事業については各事業を資産グループとし、当該資産グループの営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなった場合に減損の兆候を把握しております。また、個別指導教室事業については、移転や閉鎖の決定、生徒数の大幅な減少による経営環境の著しい悪化などの様々な状況を勘案し、減損の兆候を把握しております。減損損失の認識及び測定に際して使用される将来キャッシュ・フローは、各事業部における事業計画に基づいております。将来の事業計画の策定にあたり、過年度の実績等の内部情報に加え、売上計画は各地域の人口動態などの外部情報、原価及び費用計画は人件費相場や賃料相場の動向などの仮定に基づき策定しております。しかしながら、これらの見積り及び当該見積りに用いられた仮定は、経営環境の変化による不確実性を伴うものであるため、予測不能な前提条件の変化などにより事業計画が実際の結果と異なった場合には、翌事業年度の財務諸表において、有形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。) 等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を計上することとしております。

これにより、収益認識会計基準等の適用による損益及びセグメント情報に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に、また、「返金引当金」は返金負債として「その他」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法による組替えを行っておりません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。) 等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日) 第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日) 第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(有価証券明細表)

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度0.1%、当事業年度0.1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度99.9%、当事業年度99.9%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
役員報酬	64,860千円	80,790千円
支払手数料	26,433	32,447
給料及び手当	24,185	21,339
賞与引当金繰入額	2,453	2,452
減価償却費	1,524	1,064
貸倒引当金繰入額	926	745

- 2 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
車両運搬具	- 千円	1,764千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	124,000	-	-	124,000
合計	124,000	-	-	124,000
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1.2.	124,000	3,351,000	-	3,475,000
合計	124,000	3,351,000	-	3,475,000
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注)1. 当社は、2021年8月27日付で普通株式1株につき25株の株式分割を行っております。

2. 発行済株式数の増加は、株式分割により2,976,000株、上場に伴う公募増資により375,000株増加したものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	2021年第3回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	218
	合計	-	-	-	-	-	218

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
現金及び預金勘定	950,270千円	1,844,018千円
現金及び現金同等物	950,270	1,844,018

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金については、原則として自己資金を充当しておりますが、資金調達が必要な場合には、主に銀行借入により資金を調達する方針であります。資金運用については短期的な預金等、安全性の高い金融資産に限定しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
敷金は主に賃貸契約における敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。
未払金、未払法人税等、未払消費税等は、短期間で決済されるものであります。
割賦契約に基づく長期未払金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社は、営業債権、敷金について、適宜顧客及び貸主の信用状況の把握に努めております。
資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、資金収支予測を作成し、資金需要を把握しております。また、一定の手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2021年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
長期滞留債権	5,509		
貸倒引当金(*2)	5,509		
	-	-	-
資産計	-	-	-
長期未払金(*3)	4,071	4,001	69
負債計	4,071	4,001	69

(*1)「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)長期滞留債権に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3)1年以内支払予定の長期未払金を含んでおります。

(*4)敷金については、市場価格がなく、使用期間が明確ではなく、現時点において将来退店する予定もないことから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価算定の対象としておりません。敷金の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2021年3月31日)
敷金	57,099

当事業年度（2022年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 敷金	57,710	57,278	431
(2) 長期滞留債権	5,093	5,093	
貸倒引当金(*2)	5,093	5,093	
	-	-	-
資産計	57,710	57,278	431
負債計	-	-	-

(*1)「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)長期滞留債権に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2021年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	950,270	-	-	-
売掛金	101,375	-	-	-
合計	1,051,646	-	-	-

当事業年度（2022年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,844,018	-	-	-
売掛金	153,407	-	-	-
敷金	-	-	-	57,710
合計	1,997,425	-	-	57,710

2. 長期未払金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2021年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期未払金	712	712	2,645	-	-	-
合計	712	712	2,645	-	-	-

当事業年度（2022年3月31日）
該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2022年3月31日）
該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	57,278	-	57,278
資産計	-	57,278	-	57,278

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

これらの時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費	-	-

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社使用人 30名	当社使用人 2名	当社監査役 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 136,250株	普通株式 15,000株	普通株式 12,500株
付与日	2017年3月14日	2021年3月31日	2021年7月2日
権利確定条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	同左	同左
対象勤務期間	定めておりません。	同左	同左
権利行使期間	自 2019年3月15日 至 2027年3月10日	自 2023年3月31日 至 2031年3月30日	自 2023年7月1日 至 2031年6月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2021年8月27日付株式分割(普通株式1株につき25株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2022年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	136,250	15,000	-
付与	-	-	12,500
失効	6,250	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	130,000	15,000	12,500
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

(注) 2021年8月27日付株式分割(普通株式1株につき25株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	80	248	288
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

(注) 2021年8月27日付株式分割(普通株式1株につき25株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価は、その付与時において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、純資産法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 59,644千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 - 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年 3月31日)	当事業年度 (2022年 3月31日)
繰延税金資産		
資産除去債務	11,862千円	11,436千円
賞与引当金	8,726	7,681
貸倒引当金	5,348	2,989
未払事業税	4,963	6,028
その他	4,876	7,341
繰延税金資産合計	35,777	35,477
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	5,407	5,194
繰延税金負債合計	5,407	5,194
繰延税金資産の純額	30,370	30,282

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社オフィス及び関西支社オフィス並びに個別指導教室の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等があります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の期間及び建物附属設備の耐用年数等を勘案して4～15年と見積り、割引率は使用見込期間に応じた国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自2020年 4月 1日 至2021年 3月31日)	当事業年度 (自2021年 4月 1日 至2022年 3月31日)
期首残高	34,200千円	34,296千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	3,945
時の経過による調整額	96	94
資産除去債務の履行による減少額	-	992
期末残高	34,296	37,343

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

教育人材支援事業

教育人材支援事業においては、家庭教師による授業提供、および教育分野における人材紹介や人材派遣、アウトソーシング受託等の人材サービスの提供を履行義務としています。役務を提供した時点、顧客が便益を享受する一時点において当該履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。対価については、概ね各月において履行義務の充足前に前受けする形、もしくは履行義務の充足時点から概ね1~2か月以内に受領しています。

福祉人材支援事業

福祉人材支援事業においては、福祉分野における人材紹介や人材派遣等の人材サービスの提供を履行義務としています。役務を提供した時点、顧客が便益を享受する一時点において当該履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。対価については、履行義務の充足時点から概ね1~2か月以内に受領しています。

個別指導教室事業

個別指導教室事業においては、授業提供を履行義務としています。役務を提供した時点、顧客が便益を享受する一時点において当該履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。対価については、概ね各月において履行義務の充足時点と対応する月に受領しています。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	101,375千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	153,407
契約負債(期首残高)	67,323
契約負債(期末残高)	68,158

顧客との契約から生じた債権は、主に、教育人材支援事業および福祉人材支援事業において期末日時点で完了しているが未請求の人材派遣・アウトソーシング受託に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。

契約負債は、主に、役務を提供した時点に収益を認識する個人顧客との家庭教師役務提供契約について、履行義務の充足前に月ごとに顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、48,059千円であります。また、当事業年度において、過去の期間に充足(または部分的に充足)した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「教育人材支援事業」、「福祉人材支援事業」、「個別指導教室事業」から構成されております。「教育人材支援事業」は家庭、学習塾、学校法人等を対象に人材の紹介・派遣を行っております。

「福祉人材支援事業」は、保育園、幼稚園、学童保育施設、介護施設等を対象に人材の紹介・派遣を行っ

ております。「個別指導教室事業」は、「個別指導学院サクシード」及び「ペントスキッズ」の運営を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法
報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「重要な会計方針」における記載とおおむね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

会計方針の変更に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の測定方法を同様に變更しております。この変更による当事業年度のセグメント利益又は損失への影響はありません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前事業年度(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	財務諸表 計上額 (注)2
	教育人材支援 事業	福祉人材支援 事業	個別指導教室 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	809,179	358,984	823,711	1,991,875	-	1,991,875
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	809,179	358,984	823,711	1,991,875	-	1,991,875
セグメント利益	159,942	132,881	111,855	404,680	141,784	262,895
その他の項目						
減価償却費	3,177	1,102	9,301	13,581	1,524	15,105

(注)1. セグメント利益の調整額 141,784千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費等であります。

2. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 資産及び負債についてのセグメント情報は、経営者が経営の意思決定上、各セグメントに配分していないことから開示しておりません。

当事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額 (注) 1	財務諸表 計上額 (注) 2
	教育人材支援 事業	福祉人材支援 事業	個別指導教室 事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	1,221,154	358,693	1,011,323	2,591,171	-	2,591,171
外部顧客への売上高	1,221,154	358,693	1,011,323	2,591,171	-	2,591,171
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	1,221,154	358,693	1,011,323	2,591,171	-	2,591,171
セグメント利益	273,178	52,622	263,373	589,175	164,513	424,661
その他の項目						
減価償却費	3,148	929	6,769	10,847	1,064	11,912

(注) 1. セグメント利益の調整額 164,513千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費等であります。

2. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 資産及び負債についてのセグメント情報は、経営者が経営の意思決定上、各セグメントに配分していないことから開示しておりません。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
1株当たり純資産額	286.44円	491.14円
1株当たり当期純利益	55.94円	87.60円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-	83.90円

- (注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、前事業年度において当社株式は非上場であったため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、2021年12月22日付で東京証券取引所マザーズに上場したため、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から当事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 当社は、2021年7月15日開催の当社取締役会の決議に基づき、2021年8月27日付で普通株式1株につき25株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	173,423	280,544
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	173,423	280,544
普通株式の期中平均株式数(株)	3,100,000	3,202,740
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	141,045
(うち新株予約権(株))	(-)	(141,045)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類 (新株予約権の数6,050個)	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	107,312	10,600	1,188	116,725	56,148	6,867	60,577
構築物	5,879	-	-	5,879	5,096	143	783
車両運搬具	5,025	-	4,789	236	236	502	-
工具、器具及び備品	10,690	-	-	10,690	10,266	307	423
リース資産	13,956	-	13,956	-	-	232	-
その他	495	1,519	100	1,915	968	506	946
有形固定資産計	143,359	12,120	20,033	135,447	72,716	8,560	62,731
無形固定資産							
ソフトウェア	16,758	-	-	16,758	9,743	3,351	7,014
無形固定資産計	16,758	-	-	16,758	9,743	3,351	7,014

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	9,017	9,763	-	9,017	9,763
賞与引当金	25,228	25,082	25,228	-	25,082
返金引当金	975	-	-	975	-

- (注) 1. 貸倒引当金の当期減少額は洗替によるものであります。
2. 返金引当金の当期減少額は返金負債への振替によるものであります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	148
預金	
普通預金	1,843,869
合計	1,844,018

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
大日本印刷株式会社	22,716
弘前市	15,961
株式会社日本入試センター	8,714
ライクアカデミー株式会社	3,870
カシオ計算機株式会社	3,564
その他	98,579
合計	153,407

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
101,375	2,848,437	2,796,406	153,407	94.8	16.3

ハ．貯蔵品

区分	金額(千円)
貯蔵品	
金券等	3
合計	3

流動負債
イ．未払金
相手先別内訳

相手先	金額（千円）
従業員	85,475
業務委託料	30,152
株式会社朝日オリコミ	5,102
株式会社ディーワークス	4,815
Indeed, Inc.	4,813
有限会社キット	4,019
その他	29,819
合計	164,199

ロ．契約負債

相手先	金額（千円）
個人	67,853
その他	304
合計	68,158

（３）【その他】

当事業年度における四半期情報等

（累計期間）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高（千円）	-	1,299,489	1,950,189	2,591,171
税引前四半期（当期）純利益（千円）	-	280,570	357,323	423,201
四半期（当期）純利益（千円）	-	173,172	224,119	280,544
1株当たり四半期（当期）純利益（円）	-	55.86	71.98	87.60

（会計期間）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益（円）	-	25.02	16.22	16.24

- （注）1．当社は、2021年12月22日付で東京証券取引所マザーズに上場いたしましたので、第1四半期及び第2四半期の四半期報告書は提出しておりませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。
- 2．当社は、2021年8月27日付で普通株式1株につき25株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期（当期）純利益を算定しております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 - 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に記載して行う。 公告掲載URL https://www.succeed-corp.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類
2021年11月18日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書
2021年12月6日及び2021年12月14日関東財務局長に提出。
2021年11月18日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第18期第3四半期）（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）2022年2月10日関東財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書
2021年12月28日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月24日

株式会社サクシード

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子 勝彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水 幸樹 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サクシードの2021年4月1日から2022年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サクシードの2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

有形固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当事業年度末において、有形固定資産を合計62,731千円計上しており、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、現状の事業環境を踏まえた将来キャッシュ・フローの総額を見積り、割引前将来キャッシュ・フローの総額が有形固定資産の帳簿価額を下回る場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値を回収可能価額として、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしている。</p> <p>会社は、個別指導教室事業については各教室を、教育人材支援事業及び福祉人材支援事業については各事業を資産グループとし、当該資産グループの営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなった場合に減損の兆候を把握している。また、個別指導教室事業については、移転や閉鎖の決定、生徒数の大幅な減少による経営環境の著しい悪化などの様々な状況を勘案し、減損の兆候を把握している。</p> <p>減損損失の認識及び測定に際して使用される将来キャッシュ・フローは将来の事業計画を基礎としている。会社は、将来の事業計画の策定にあたり、過年度の実績等の内部情報に加え、売上計画は各地域の人口動態などの外部情報、原価及び費用計画は人件費相場や賃料相場の動向などの仮定に基づき策定している。</p> <p>上記のとおり、将来キャッシュ・フローの見積りに用いられた仮定は、経営環境の変化による不確実性を伴い、経営者による主観的な判断が介在するものであるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、有形固定資産の減損を検討するために、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減損の兆候の把握に用いられた資料を入手し、資産グループや各資産グループへの本社管理費の配賦計算が正しく行われているか検証した。 ・教室の移転や閉校、生徒数の大幅な減少による経営環境の著しい悪化など、減損の兆候に該当する事象の有無がないか確かめるために、各種議事録や稟議書を閲覧するとともに、経営者への質問を実施した。 ・開校から間もない教室については、減損の兆候の把握に際して特に以下の監査手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・開校時に取締役会で承認された事業計画が合理的な期間内に投資額を回収できる計画となっているか確かめた。 ・当該事業計画と実績を比較し、事業計画の見積りの不確実性を検討した。 ・来期以降の事業達成に係る不確実性を評価するために、策定に際して用いられた重要な仮定や経営環境の変化が当該事業計画に与える影響などについて経営者と議論した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。